



社協だより

社会福祉法人 木曽町社会福祉協議会
長野県木曽郡木曽町日義1600番地1
TEL0264-26-1116 FAX0264-26-2073



E-mail : info@kisomachi-shakyo.or.jp

HP : <http://www.kisomachi-shakyo.or.jp>

4月号

令和7年4月25日発行

木曽福島支所	福島6305番地	24-3777
日義支所	日義1600番地1	26-2283
開田支所	開田高原末川2797番地	42-3388
三岳支所	三岳6311番地	46-2117

木曽町障がい者支援施設が完成しました

5月7日（水）旧木曽幼稚園跡地に「みやまの家」「ともえの家」が統合して、「木曽町障がい者支援施設」がオープンします。施設には新たに、障がいがある皆さんの自由な日中活動を支援する「地域活動支援センター」が併設されます。



「木曽町障がい者支援施設（みやまの家）」

「木曽町地域活動支援センター」

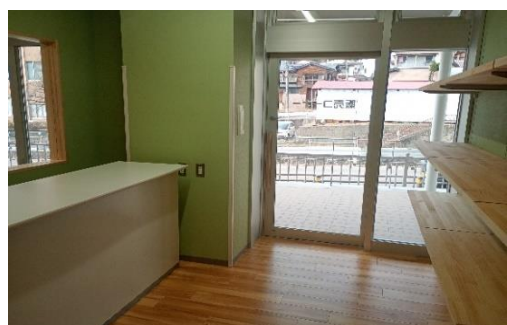
住所：木曽町福島 1800 番地 1

（旧木曽幼稚園跡地）



【地域活動支援センター】

創作活動や交流・生活訓練などを通じて、障がいがある皆さんの余暇活動の充実や社会参加を目的に実施します。利用には木曽町への申請が必要です。センターではこの他、地域の住民のみなさんとの交流や、障がいに対する理解や啓発を目的とした事業も計画していく予定です。



【みやまの家（就労継続支援 B 型事業所）】

生産活動や施設外業務などの各種就労業務の機会提供により、利用者の就労活動に向けた支援を行います。「みやまの家」「ともえの家」それぞれの業務を移管する計画です。

※写真は、新たに設置される、自主製品（木工、製菓、小物など）を直売する「販売コーナー」。



令和7年度は以下の計画に基づいて事業等に取り組みます

誰もが安心して暮らせる地域づくりを目指します

「団塊の世代」が75歳以上となる、いわゆる2025年問題を迎え、超高齢化社会が到来し、医療、介護負担の増加、労働者不足、社会的孤立等の諸問題が益々顕在化されつつある中、世界情勢に伴う物価の上昇や財政の悪化等、私たちの生活を取り巻く状況はたいへん厳しいものになることが予想されます。このような状況下でも、行政との協働のもと、「誰もが安心して豊かに暮らし、将来に向かって夢を抱くことができる地域づくり」を目指します。

<基本方針>



- ◇常に住民の立場に立ち、ニーズに即した事業を実施します
- ◇関係機関・関係団体と協働、連携し、福祉課題に取り組みます
- ◇町の介護、福祉のセーフティーネット機能の役割として住民の安心と安全を支えます
- ◇福祉・介護の専門職として自覚と責任をもって、質の向上に努めます

<主な活動> ※以下に記載の事業は主だったもののみです。その他の事業は、ホームページ等をご覧ください。

地域福祉事業

◇生活支援体制整備事業

生活支援体制整備事業は、高齢者を支える地域の支え合いの体制づくりを推進していくための事業です。今年度も、町内にある様々な人と人とのつながりや支え合いの発掘、地域での支え合いのマッチングに取り組みます。

◇サロン事業

高齢者等が住み慣れた地域で健康で豊かな生活が送れるように、気軽に集える場（サロン活動）作りを推進します。



生活支援事業

◇指定特定相談支援事業

障がい者一人一人の状況に応じた地域生活を支援し、必要なサービスが活用できるようにお手伝いをさせていただきます。

◇日常的な金銭管理・契約支援

福祉サービス利用援助や金銭に関する管理を支援することで、安心して居家で生活できるようにお手伝いいたします。

◇まいさぼ木曽の木曽町出張所

生活に困窮されている方々への相談窓口として、また、セーフティーネットとして食糧支援等の取り組みを行っています。

◇生活福祉資金・くらしの資金貸付事業 ◇心配ごと相談事業

介護保険事業

◇介護保険事業所の運営

介護が必要になっても、できる限り自立し尊厳をもって生活できるようにするため、木曽町社会福祉協議会では、以下のサービスに取り組んでいます。介護保険制度は、介護を必要とする人を社会全体で支えるためにつくられた制度です。

- ・訪問介護事業（ホームヘルパー）
- ・居宅介護支援事業（ケアマネジャー）
- ・通所介護事業（デイサービス）



障がい者支援事業

◇就労継続支援B型事業

一般雇用されることが難しい障がいのある方に対し、就労や生産活動の機会を提供し、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を実施します。

◇地域活動支援センター運営事業

木曽町が利用を認めた障がいのある方に、日中の活動を通じて創作活動や生産活動または生活訓練等を提供し、生きがい創出や社会参加を支援します。

★★★心配ごと相談所開催のお知らせ★★★

日 時：令和7年5月21日（水）13:00～16:00まで
場 所：三岳 交流促進センター（木曽町三岳6452-1）

主な相談内容：法律相談（弁護士）・心配ごと相談（三岳地区民生委員）・行政相談・人権相談

◎法律に関する相談については、予約が必要となります。

お申し込みは
木曽町社協
☎26-1116まで

法律に関する相談を希望される方は、5月20日（火）までに、お申し込みください。

また、木曽町社協では、松本弁護士会をはじめ、民生委員、行政相談委員、人権擁護委員、まいさぼ木曽と連携しながら、相談所以外でも相談を受け付けます。